

地域活性化総合特別区域指定申請書（概要版）

1. 指定を申請する地域活性化総合特別区域の名称

～椿による五島列島活性化特区～

2. 総合特別区域について

（1）区域

①指定申請に係る区域の範囲

i) 総合特区として見込む区域の範囲：五島列島の全域（五島市及び新上五島町）

ii) 個別の規制の特例措置等の適用を想定している区域：なし

iii) 区域設定の根拠

本プロジェクトでは、日本一の自生椿林を有し、椿油の一大生産地である五島市と新上五島町において、椿を有効活用することにより地域活性化を目指すものであることから、五島列島の全域を指定申請に係る区域の範囲として設定する。

（2）目標及び政策課題等

② 指定申請に係る区域における地域活性化に関する目標及びその達成のために取り組むべき政策課題

i) 総合特区により実現を図る目標

ア) 定性的な目標

国境離島である五島列島が将来にわたり国境監視機能や国土の保全といった国家的役割を担い続けるためには、何よりも、著しい人口減少に歯止めをかけ、高齢者から若者まで島に定住できる環境をつくっていくことが不可欠である。五島列島全域に自生し日本一の本数(約 900 万本)を誇る島のシンボリックな地域資源である椿を最大限に活用した施策を展開することにより、森林環境の保全や耕作放棄地の解消といった日本全体が抱える課題解消を図るとともに、地域に根ざした地域密着型の 6 次産業化のモデルケースとして構築する。

イ) 評価指標及び数値目標

①自生椿林の活用促進と耕作放棄地への椿苗植栽による活用可能な椿林面積の拡大（評価指標）

・自生椿林の利用率 1.4%（H23 年度現在）→ 7%（H29.3 末）

・椿の植栽による耕作放棄地の解消

40ha【40,000 本】（H22 年度現在）→ 155ha【155,000 本】（H29.3 末）

②椿関連地場産業の振興（評価指標）

・椿油の売上額 1.2 億円（H22 年度現在）→ 6 億円（H29.3 末）

・椿関連商品の売上額 0.26 億円（H22 年度現在）→ 0.6 億円（H29.3 末）

ウ) 数値目標の設定の考え方

本プロジェクトは、五島列島全域に自生する椿林を最大限活用し、椿関連産業の活性化を図り地域振興に繋げていこうとするものであり、今年度実施した、五島列島内の自生椿林の分布状況や活用可能なエリア等の調査結果をもとに、本プロジェクトを推進する上で最も重要となる取り

組み毎の目標値を上記のとおり設定した。

ii) 包括的・戦略的な政策課題と解決策

【政策課題① 自生椿林の環境保全と活用促進【q）森林・林業再生】】

指定申請地域は日本一の自生椿林（900万本）を有しているが、過疎化・高齢化による森林の荒廃（未相続椿林の増加、作業環境の未整備）、椿実採取の担い手不足等の要因により、椿油等への利用率は2%以下であり、大部分が未活用の状況である。

【政策課題①に係る解決策】

- ・国庫補助事業を活用した計画的な作業道・運搬道の整備
- ・椿林を実質的に管理している者（固定資産税の納付書を送付する者）と椿実の採取者との椿林使用（椿実利用を含む）に係る契約制度の創設
- ・椿振興公社等により椿実採取を一元的に実施するシステムの構築

【政策課題② 椿苗植栽による耕作放棄地の解消と椿林の拡大【p）農水産業・食品産業】】

離島である指定申請地域は、少子高齢化・人口減少に伴う農業従事者の減、離農者の増により耕作放棄地の拡大が進行している。これを解消するため椿の植栽を推進しているが、未相続農地及び所有者不在農地が多くあり、これらをいかに活用していくかが大きな課題である。

【政策課題②に係る解決策】

固定資産税納税通知書が送付される代表者の同意で利用権の設定を行えるように土地同意要件を緩和し、椿の植栽を推進するシステムを整備する。

【政策課題③ 椿を活用した新たな商品の開発と販路拡大【p）農水産業・食品産業】】

自生椿林の活用促進により椿油の増産が見込まれるほか、自生椿林内への作業道等の整備や除伐・断幹といった天然林改良の際に発生する葉や幹を有効に活用して、付加価値の高い椿油製品や工芸品等の開発を進めるとともに、流通ルートの開発と販路拡大を図ることが課題となる。

【政策課題③に係る解決策】

椿油は天然植物性の油の中で最も多く「オレイン酸」が含まれており、健康機能性、品質保持製に優れているが、現在、食用を訴求した椿油は市場にはほとんど見当たらない。先駆的な試みとして希少価値の高い高級食用油として五島列島産椿油のブランド化に向けた施策を展開するほか、化粧品やエステ観光、工芸品の開発等に取り組む。

iii) 取組の実現を支える地域資源等の概要

五島列島は昔からヤブツバキの自生が多く、その本数は約900万本と日本一を誇る規模である。2010年3月には、五島椿森林公園が「国際優秀椿園」に認定され、2020年には世界各国の椿研究者や愛好家らが集う「国際ツバキ大会」の五島開催が決定している。

近年、地域の貴重な資源として見直す機運が高まり、五島市と新上五島町では、島の宝である「椿」を活かした地域振興を推進するため、「五島市つばき振興計画」や「新上五島町つばき産業振興計画（つばきアイランドプラン）」を策定し、日本一、世界一の椿の島を目指す取り組みを進めている。また、椿の育成保護や愛好、地域資源としての活用などを目的に様々な団体、NPO法人等が活動しており、これらの椿関係団体と製油所、市、町、県等で五島カメラ協議

会を組織し、樫による地域活性化に地域を上げて取り組んでいる。

(3) 事業

③ 目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする事業の内容

i) 行おうとする事業の内容

○自生樫林の活用促進に資する事業

ア) 事業内容

自生樫林内での作業環境の向上及び、自生樫林の活用を促進するため、作業道・運搬道を整備する。また、断幹等の改良事業を行い、森林環境の保全及び樫実等の収穫量拡大を図る。

イ) 事業実施主体：五島市、新上五島町、地元振興公社 等

ウ) 当該事業の先駆性

自生樫林の活用により特用林産物（樫実）の収穫量を拡大することが、島の森林環境保全と樫関連産業の振興の両方につながる先駆的な取り組みである。

エ) 関係者の合意状況

既に自生樫林の改良・保全等が実施されており、関係者の合意は得られている。

オ) その他当該事業の熟度を示す事項

平成23年度に五島列島の自生樫林の実態調査を実施しており、その中で作業道・運搬道の整備計画も併せて作成することとしていることから、十分な熟度がある。

○耕作放棄地を活用した樫林の拡大に資する事業

ア) 事業内容

耕作放棄地に樫苗を植栽し、樫林面積の拡大を図るとともに耕作放棄地の解消を図る。

イ) 事業実施主体：個人農業者、地元振興公社 等

ウ) 当該事業の先駆性

耕作放棄地に樫を植栽し、樫の森として再生整備するとともに新たなアグリビジネスの育成・発展につなげていくことは先駆的な取り組みである。

エ) 関係者の合意状況

耕作放棄地への樫苗の植栽については、五島市、新上五島町とも樫に係る振興計画に掲げており、樫苗の育苗施設の開設や樫苗の無償配布事業等を実施し、既に植栽が実施されており、関係者の合意は得られている。

オ) その他当該事業の熟度を示す事項

耕作放棄地への樫苗の植栽については、五島市、新上五島町とも樫に係る振興計画に掲げており、樫苗の育苗施設の開設や樫苗の無償配布事業等を実施し、既に植栽が実施されており、十分な熟度がある。

○樫油や樫関連商品の売上げ拡大に資する事業

ア) 事業内容

付加価値の高い樫油商品の開発等を行うため、樫油成分の分析のほか、質の高い樫油搾油技術等の研究を行うとともに、流通ルートの開発と販路の拡大を図る。

イ) 事業実施主体：県研究機関、大学、地元振興公社 等

ウ) 当該事業の先駆性

これまで椿油は美容品としてのイメージが強く、食用としての知名度は低いですが、オリーブ油よりもオレイン酸が豊富に含まれ動脈硬化の予防効果もあることなどから、高級食用油としてブランド化を推進することは、先駆的な取り組みである。また、島限定の地域通貨は全国でも例がなく、観光客や帰省客等を対象とした「椿オーナー制度」に地域通貨を活用したインセンティブを設ける取り組みは先駆的である。

エ) 関係者の合意状況

椿油の食用への活用については、五島市、新上五島町とも椿に係る振興計画に掲げ、県の研究機関と連携した取り組みを推進してきており、関係者の合意は得られている。

オ) その他当該事業の熟度を示す事項

県の研究機関を中核として、新搾油法によるオレイン酸含有率を高めた「新椿油」や椿の葉と地元五島茶を使用した高機能健康茶が開発されるなど、十分な熟度がある。

ii) 地域の責任ある関与の概要

ア) 地域において講ずる措置 [a) ~ d) ですべて記入してください。]

a) 地域独自の税制・財政・金融上の支援措置

・各市町・県における補助事業等の実施

b) 地方公共団体の権限の範囲内での規制の緩和や地域の独自ルールの設定

・総合特区制度において森林環境保全整備事業の補助対象の拡充を求めるとともに、自生椿林内へ作業道及び運搬道を整備するための財源として「ながさき森林環境税」を活用できるような制度創設を検討中

c) 地方公共団体等における体制の強化

・民間製油所、椿関係団体、行政機関等からなる五島カメラ協議会を設置。
・耕作放棄地へ植栽した椿の肥培管理を行うため、椿苗の植栽を実施した者を会員とするカタシ部会を設置。
・椿実生産者グループの組織化。
・椿の実の収穫や椿新商品の開発支援を行うための、振興公社（仮称）を設立。

d) その他地域の責任ある関与として講ずる措置

・平成23年度から、しま特有の地域資源を最大限に活用し、しまの人口減少に歯止めをかけることを目的とする「しまは日本の宝」戦略に県・市町・民間が一体となって取り組む。

イ) 目標に対する評価の実施体制

毎年度末又は翌年度の早い時期に各実施主体が進捗状況を地域協議会に報告し、地域協議会の意見を求め、次年度以降の計画に反映させる。また、ホームページや市報・町報等で五島列島内の住民に周知を図り、意見を求める。

iii) 事業全体の概ねのスケジュール

ア) 事業全体のスケジュール（簡略に）

平成23年度 地域協議会発足、特区指定申請書提出

平成24年度以降 各実施主体による事業実施

イ) 地域協議会の活動状況と参画メンバー構成（簡略に）

平成22年1月 地域協議会の前身となる五島カメラ協議会設立
 平成23年8～12月、平成24年1月 総合特区に係るワーキンググループの開催（第1～6回）
 平成24年2月 地域協議会の開催（第1回）
 平成24年3月 総合特区に係るワーキンググループの開催（第7、8回）
 地域協議会の開催（第2回）

・メンバー構成

製油業者、椿苗木・椿実生産者グループ、観光協会、商工会議所、五島市、新上五島町、長崎県等

（アドバイザー）慶應義塾大学（SFC研究所）、九州大学、長崎大学、長崎県立大学

3. 新たな規制の特例措置等の提案について（主なもの）

提案事項名	現行制度の問題点	改善提案の具体的内容
所有者が不明である自生椿林を有効に活用するための使用権の設定【作業道・運搬道の整備】	土地（森林）所有者が不明な場合に適正な森林施業を確保する観点から、路網等の設置のために必要な他人の土地について、意見聴取の機会を設ける旨を公示すること等により使用権の設定を可能にするよう森林法の一部改正がなされているが、椿林の保全・育成や特用林産物である椿実の収穫のための作業道・運搬道の整備を目的とする使用権の設定も可能となるような措置が必要。	自生椿林の保全・育成や自生椿林からの実の収穫を目的とした作業道・運搬道の整備のため、意見聴取の機会を設ける旨を公示すること等により使用権の設定を可能とする。
未相続となっている自生椿林を有効に活用するための特例法の制定【作業道・運搬道の整備、椿実の収穫】	死亡者名義のままとなっている自生椿林については、相続人がかなりの数に上り、島外への居住も多いことなどから、所有者の了解（過半数）を得て事業（作業路の整備、椿実の収穫）を実施することがかなり難しいため、一層の事業進捗を図る観点から相続人の代表者等の了解で事業実施が可能となるような措置が必要。	所有者の所在不明等の理由により所有者の了解（過半数）を得ることが困難な場合には、実質管理者（固定資産税納税通知書が送付される者）の了解で事業実施が可能となるよう特例法制定を求める。
未相続となっている共有農地の利用権設定に係る土地同意要件の緩和【同意の範囲】	相続人が多数いる農地について利用権を設定する場合、1/2を超える共有持分を有するものの同意が必要であるが、長年未相続のままになっている土地については、不在権利者の数が多いため、1/2を超える共有持分を有するものの同意を得ることが困難。	固定資産税納税通知書が送付される代表者の同意で利用権の設定を行えるようにする。

（その他）

- ・未相続となっている自生椿林を有効に活用するための特例措置【固定資産課税台帳の閲覧】
- ・未相続となっている共有農地の利用権設定に係る土地同意要件の緩和【利用権存続期間】【固定資産課税台帳の閲覧】
- ・森林環境保全整備事業、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金、6次産業化推進整備事業、特用林産の振興（継続）＜森林・林業・木材産業づくり交付金＞の補助対象範囲の拡大